

一人一人が備えてこ！ 防災力UP！鳥羽

総務課防災危機管理室

☎ (25) 1118

vol.2

「津波てんでんこ」 という教え

5月28日に、南海トラフ巨大地震対策の最終報告を内閣府が発表しました。その中で、津波対策として、住民一人ひとりが主体的に迅速に避難することが極めて重要であると示されました。

津波からの避難の方法として、東北地方では、「津波てんでんこ」という教訓が伝承されています。これは、「てんでばらばらに、人に構わず必死で逃げろ」という教えです。「自分の命は自分で守る」ということが目的ですが、より踏み込んで言えば、「家族がそれぞれで避難している」と信じ合えば、いざという時にそれぞれが率先した避難を行うことに専念できる」ということです。

実際には、子どもや親を探しに家に戻り、その間に津波の犠牲になってしまったということも多くあります。しかし、それは防がなければならぬことです。大切な自分分とは別の場所においても、てんでばらばらに避難しているのだと信じていることが重要になってきます。

家族会議を開こう！

家族がてんでばらばらに避難していると感じて、自分も避難するにはどうしたら良いのでしょうか？

実際に地震が起きたときに、自分はどういう行動をとるのかを家族で話し合うことが有効です。家にいるとき、学校や職場にいるとき、登下校中など、さまざまな状況を想定し、それぞれの状況にお

ける津波避難場所を確認しましょう。そして、そこに避難するためのどの避難ルートが最善かを考えましょう。実際に歩いてみて考えるのも良いでしょう。このように、家族会議を開いてあらかじめ話し合っておくことで、だれがどこに避難しているのかを把握できます。そして、それぞれがてんでばらばらに避難をしていると信じて、自らの避難に専念することができま

す。「津波てんでんこ」を実践することは、自分で自分の命を守るといっただけにとどまりません。呼びかけながら逃げれば地域の人を救うことができます。また、家族との事前の話し合いによって、相互に信頼して避難をし、互いの命を守ることもつながります。

一人ひとりが防災に取り組み、自分の身は自分で守る自助の輪を広げていきましょう。



消費者トラブルに ご用心! vol.9

消費生活相談

開催日時：月・水・金
午前9時～午後4時
場所：市民文化会館3階

農水商工課商工労政係 ☎ (25) 1156
鳥羽市消費生活相談室 ☎ (25) 1241

相談事例

知らない業者から「注文を受けた商品が準備できたので代金引換配達で送ります」と電話があり、「申し込んだ覚えがない」と断わっても「注文を受けた時の録音もある」「特注品なので断れない」などと強引な口調で言われ商品を送り付けられたり、突然頼んでもいないものが送り付けられてきたという相談が全国的に増加し、市内でも、相談が続けて寄せられています。

最近では商品と共に現金書留封筒や振替用紙を同封して送り付け、代金の郵送や振込みを指示する手口もあります。被害に遭わないように注意しましょう。

📞アドバイス

・一方的に「商品を送る」などと言われても、身に覚えが

なければきっぱり断わりましょう。

・承諾していないのに商品を送り付けられたときは、代金支払い義務はなく、受け取る必要ありません。(頼んだ覚えのない宅配便は受け取り拒否して返送してもらおう)

・断わりきれずに承諾し、商品が届いてしまっても、クーリング・オフできる場合があります。

⚠️注意ください

・特定商取引法で、14日間(商品の引き取りを業者に申し出た場合は7日間)を過ぎれば消費者は商品を自由に処分できるとされています。(事業者が事業で使用する商品を受け取った場合を除く)

・商品が代金引換で送られてきて、家族がその場で支払ってしまったというケースがあります。一旦お金を支払ってしまうと、取引成立とみなされてしまいますから、代金引換配達の場合は、本人が本場に注文したか確かめてから受け取るようにしましょう。

おかしいな、困ったと思ったら、一人で悩まず消費生活相談室までご連絡ください！